

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 8 年 2 月 24 日

広島県知事 横 田 美 香

## 1 調達内容

- (1) 業務名  
税務情報データ入力等業務
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所  
仕様書による。
- (5) 入札方法  
契約しようとする単価に年間予定数量を乗じた金額の合計（年額）で入札に付する。
- (6) 入札書の記載方法等  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「55C システムの設計・開発」及び「55F データ処理」の資格を認定されている者であること。
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与認定を受けている者、又は同等の認証を受けている者であること。
- (4) 本件調達の公告日までに、本県又は他の地方公共団体から、データ穿孔業務等のデータ処理業務を受託した実績があること。
- (5) 本件調達の公告の日の 2 年前の日の翌日から開札日までの間に、広島県との契約において、「55C システムの設計・開発」及び「55F データ処理」の業務について契約不履行等を理由に契約を解除されたことがない者であること。
- (6) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (7) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

## 3 入札手続等

- (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

### ア 交付場所

〒730-8511

広島市中区基町10番52号

広島県総務局税務課（広島県庁舎本館 3 階）

電話 082(513)2319（ダイヤルイン）

### イ 交付期間

令和 8 年 2 月 24 日（火）から令和 8 年 3 月 6 日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9

時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 8 年 3 月 6 日（金） 午後 5 時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和 8 年 3 月 11 日（水）までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和 8 年 3 月 23 日（月） 午後 4 時 15 分

イ 場所

広島市中区基町 10 番 52 号  
広島県庁舎本館地下入札室

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

- (1) 広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、施行令第 167 条の 9 の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 入札者に求められる義務  
入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 調査協力  
入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員から入札額に係る経費内訳書（一般競争入札事務処理要領別記様式第 4 号の 2 の書式による）の提出を求められたとき及び別記様式第 4 号の 3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）によ

る確認調査が実施されたとき（再委託を行う場合は再委託先を含む。）は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(7) 入札の延期及び中止

本件調達に係る歳入歳出予算が入札日までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該入札を延期又は中止する。

(8) その他

入札説明書による。

6 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局税務課（広島県庁舎本館3階）

電話 082(513)2319（ダイヤルイン）

ファクシミリ 050-3156-3483